平成２１年（フ）第１９２９６号
東京都足立区千住桜木２丁目17―２―102
債務者　木谷　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２９７号
東京都狛江市中和泉５丁目14―14―103
債務者　梅田　早希
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３９６号
東京都世田谷区世田谷２丁目29―９―301
債務者　長瀬　弘明
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３９８号
東京都杉並区永福４丁目12―１　春秋荘１
債務者　武井　　聡
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４０６号
東京都世田谷区千歳台２丁目22―９　川本荘南101
債務者　山田多恵子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４０８号
東京都足立区本木２丁目21―17―802
債務者　高橋　弘行
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４０９号
東京都足立区本木２丁目21―17―802
債務者　高橋由里子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１０号
東京都足立区西新井３丁目16―５―812
債務者　田中　照子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１１号
東京都練馬区東大泉６丁目52―16―205
債務者　西本　秀夫
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１３号
東京都立川市砂川町８丁目56―３―201
債務者　石川　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１４号
東京都日野市旭が丘２丁目９―18―203
債務者　出崎美砂緒
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１５号
東京都江戸川区江戸川１丁目46―303
債務者　中里　　厚
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１６号
東京都北区田端１丁目20―20―101
債務者　横山　亜紀
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４１９号
千葉県市川市大野町２―136―201、住民票上の住所千葉県市川市大野町４丁目2826―２
債務者　畑澤　商仁
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４４号
東京都杉並区天沼２丁目35―11　樋口方
債務者　宮下　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４４８号
神奈川県横浜市都筑区南山田２丁目24―２―201
債務者　松尾　珠美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部